

岐阜県特別支援学校体育連盟交流委員会規程

(総則)

第1条 この規程は、本会は、岐阜県特別支援学校体育連盟規約（以下「連盟規約」という。）第6条第2項の規定により、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）交流委員会（以下「本会」という。）の運営に関する事項を定める。

(名称及び事務局)

第2条 本交流委員会は、ポッチャ交流委員会、リトミック交流委員会（以下「本委員会」という。）とし、岐阜県特別支援学校体育連盟（以下「特体連」という。）に所属する。

第3条 本委員会は、事務局を交流委員会長の勤務する学校に置く。

(目的)

第4条 本会は、県内の特別支援学校の児童生徒にポッチャ及びリトミックの普及を図るとともに連盟の目的達成に寄与することを目的とする。

(事業)

第5条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 特別支援学校の児童生徒のポッチャ及びリトミック活動に関する交流会及び講習会等の開催
- (2) ポッチャ及びリトミックに関する広報
- (3) その他、委員会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第6条 交流委員長は、連盟の会長が指名した者をもって充てる。

2 交流委員は、交流会参加校から1名ずつ選出し、連盟の会長が委嘱する。

第7条 交流委員長は、本会を代表し、会務を総括する。また、交流委員長に事故があるときは、連盟の会長が指名した者が代行する。

(役員)

第8条 本委員会に次の役員を置く。

- (1) 交流委員長 1名
- (2) 交流委員 交流会参加校1名（理事または交流会主務者）

第9条 役員の任期は、連盟規約に準ずる。

(会議)

第10条 本会の会議は、次のとおりとする。

(1) ボッチャ交流委員会

(2) リトミック交流会員会

2 ボッチャ交流委員会は、交流委員長及び交流委員（理事または、交流会主務者・部活動顧問）で構成する。

3 リトミック交流委員会は、交流委員長及び交流委員（理事または、交流会主務者・部活動）で構成する。

第11条 会議は、交流委員会長が招集し、第3条に掲げた事業の遂行及び本会の運営のために必要な事項を審議する。

2 会議は、それぞれ構成員の半数以上の出席を必要とする。

3 会議の議長は、交流委員会長があたる。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は議長が決定する。

(事務局)

第10条 本会の事務の処理にあたっては、連盟の交流委員会事務局でこれを行う。

2 事務に関し、必要な事項は交流委員会長と協議の上、交流委員会長がその都度定める。

(会計)

第11条 本会の経費は、連盟加盟校分担金の収入をもって充てる。

第12条 本会の会計年度は、連盟規約に準ずる。

附 則

1 本規程は、令和3年4月29日から施行する。

一部改正 令和4年2月25日

令和5年2月27日